

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域(案)に対するパブリックコメントと県の回答

募集期間：令和6年7月16日(火)～8月14日(水)

意見数：21件／9名

No	意見	県の回答
1	<p>以前から、大規模盛土が原因となる災害は何度か起こっています。熱海の土石流災害、また、岐阜県内でも瑞浪の中央道の上のこと、また、だいぶ前になりますが、岐阜市椿洞の事例とか、あちこちで繰り返えされ起こっています。どれも対策が後手でした。</p> <p>今回、既存の宅地造成等規制法で対策するというのですが、当法はもともと、都市周辺地域での宅地造成工事を安全に行うように宅地造成工事規制区域を指定し、工事に関する技術基準を定めたものです。岐阜県の場合、岐阜市、多治見市、土岐市と一部の市に指定されてきましたが、長年、その指定区域が拡大されることもなく、現在に至っています。</p> <p>近年、大規模盛土造成地に関しては大地震による危険性が高いと指摘されたことで、法律が適用される範囲が広がりました。今回の法律改正に至った経緯としては、工事に伴う残土処理や廃棄物を不法に処理していたケースによることが理由であったと聞いています。</p> <p>しかし、ただ、問題の事例はどちらかといえば、宅地造成が起因するものではなく、土砂の不適切処理による盛り土であり、もともとの宅地造成等規制法の趣旨とは少しずれているかのようにも思えます。</p> <p>①盛土規制法による「規制区域」をどのように決めるかに当たっては、どのような目的や観点で区域を指定するのかを明確にし説明できるようにしてもらいたいです。土砂災害防止法のレットゾーンとは規制の度合いは違うものの規制をかける訳ですから慎重にお願いします。また、行為の目的を法で規定する②「宅地」に限定せず、山林、農地、雑種地等のあらゆる土地に範囲を広げ、すべての盛土を対象とした方がいいと思いますし(そもそも建築部局だけでやることか?)、③許可対象となる行為はどのようなものを想定するのかも具体的に示しておいた方がよいかと思います。</p> <p>また、「特定盛土規制区域内」での行為の許可が都道府県知事ということですが、手続き規定よりも、これまでの不法盛土の痛い事例を考えれば、むしろ、④市町村による日頃の監視体制の強化も重要ではないでしょうか。</p>	<p>① 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、「盛土規制法」という。)に基づき、盛土等に伴う災害から人命を守るため、危険な盛土等を規制する区域を指定します。また、規制区域は、国の実施要領に基づきながら、有識者会議や市町村会議での意見、隣接県の状況、パブリックコメントの結果を踏まえて指定します。</p> <p>② 隙間のない規制を目指していることから、県内全域を規制区域の対象とする予定です。また、不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携会議を設置しています。</p> <p>③ 一定規模以上の盛土等が許可対象となります。詳しくはパブリックコメントの資料や県ホームページに掲載している国のパンフレットを参照願います。</p> <p>④ 不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携会議を設置しており、本会議には、県内の全市町村が参加しています。</p>
2	<p>本設施工に関しては意見ありません。</p> <p>⑤「一時的な土石の堆積」について、仮設や仮置き盛土までの管理はその期間(日数等)も考えながら規則を決めないと、この規則を守ることができないように思われます。</p>	<p>⑤ 工事の施工に付随して行われるものであって、工事期間中において、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該現場又はその付近に一時的に堆積するものについては、盛土規制法に基づく許可等の対象外となります。なお、運用の詳細については、マニュアル等に示す予定です。</p>

<p>盛土崩壊による災害から国民の生命財産を守るため、令和3年に発生した熱海災害のような事例を県下から無くすことを目的として作られた法律が盛土規制法であると理解しています。その中で採石業との関わりにより幾つかはっきりさせておきたい疑問が生じたので意見を述べます。</p> <p>採石法は昭和25年、鉱業法適用外の岩石のうち、建築・工業資材に用いられるものを対象岩石として岩石の採取に関する事項等を取りまとめた法律として生まれた。その中では岩石の採取方法や災害防止についても言及している。その後、幾度かの改正を経て現在に至ります。</p> <p>採石業者は、岩石の採取をするために岩石採取計画を定め、県より認可を頂いています。規制区域についてお尋ねします。</p>	<p>⑥ <u>この認可区域内は盛土規制法の適用外でよいか。</u></p> <p>⑦ <u>住宅地に隣接している採石業者の認可区域内も同じ扱いでよいか。</u></p> <p>⑧ <u>認可区域以外の土地に自社の土石製品を堆積している場合は同じ扱いでよいか。</u></p> <p>⑨ <u>採石業者が認可区域外の土地に自社の廃土、廃石等を堆積している場合、当該土地は盛土規制法の許可が得られるのか。</u> ※採石法では法第33条の16「譲渡した堆積物の管理」の中で、「認可業者は当該認可にかかる岩石採取場において発生した廃土、廃石の堆積したものについては譲渡、放棄した後であっても当該認可にかかる採取計画に従って災害防止に関する措置を講じなければならない。」となっている。</p> <p>⑩ <u>現在埋立を行っている場合、埋立許可を申請し受理されてからでないと継続して埋立は出来ないか。</u></p>	<p>⑥ 採石法第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事(以下、「採石法の認可等を受けた工事」という。)は、盛土規制法に基づく許可等の対象外となりますが、盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務が課されます。</p> <p>⑦ 住宅地に隣接していても、採石法の認可等を受けた工事は、盛土規制法に基づく許可等の対象外となりますが、盛土等が行われた土地について、土地所有者等は常時安全な状態に維持する責務が課されます。</p> <p>⑧ 自社の製品といえども、採石法の認可等を受けた区域以外は、盛土規制法に基づく許可等の対象となります。</p> <p>⑨ 自社の廃土、廃石等といえども、採石法の認可等を受けた区域以外は、盛土規制法に基づく許可等の対象となります。</p> <p>⑩ 盛土規制法に基づく規制区域の指定日に規制対象となる工事をすでに行っている場合は許可は不要ですが、指定日から21日以内に届出を県に提出する必要があります。なお、埋立ての形状や場所によっては規制の対象にならない場合がございますので、ご相談ください。</p>
<p>岐阜県在住ではありませんが、親戚が岐阜県内にいるので、お願いさせていただきます。さて、盛り土の件についてですが、個人的には、以下のように考えております。</p>	<p>⑪ 近年の大雨状況等から見ると、短時間で局所的及び広域的に様々な場所で発生することから、土石流・崖崩れ等の土砂災害は極めて誘発されるリスクが高く、<u>県の案のような、場所を広域化することは大変良いことだと思う。</u></p> <p>⑫ また、熱海市の土石流では、行政等の不備も見られたことから、<u>想定を越えるようなリスクを常に意識し、行政がリスクを軽く見ており、事故を防げなかった、ということは、絶対に無いようにしてほしいと思います。</u></p> <p>⑬ 結論から言いますと、<u>この盛り土規制等の案は、非常に有効であると思う。</u></p> <p>⑭ <u>これからの課題は、この情報を住民や事業者等に伝えるかであり、アプリ等の開発等で、住民にとって土砂の危険性が良い意味で身近にすることが、最善の策であると考えます。</u></p>	<p>⑪ ご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>⑫ 隙間のない規制を目指していることから、県内全域を規制区域の対象とする予定です。また、不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携会議を設置しています。</p> <p>⑬ ご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>⑭ 新聞への掲載や県ホームページでの周知に加えて、各事業者が所属する関係団体を個別に訪問して盛土規制法の概要等を説明するなど、周知活動に努めてまいります。</p>

5,6	<p>⑮ <u>意見は持ち合わせておりません。お任せいたします。</u></p>	<p>⑮ ご意見として参考にさせていただきます。</p>
7	<p>⑯ 特定盛土等規制区域、宅地造成等工事規制区域を指定いただいておりますが、盛土工事施工箇所の地形(沢部や溪流等の集水地形)、地質(脆弱や軟弱な地盤等の崩壊要因がある地質)、地域(溪流沿いで下流に民家が連坦している)、水(地下水や湧水)により、<u>特定盛土等規制区域であっても宅地造成等工事規制区域と同様の規制を求めなければならない区域がある</u>と思います。地形、地質、地域、水等より、<u>特定盛土等規制区域を細分化(重要度)を持たせることが良いのではないかと考えます。</u></p> <p>⑰ 岐阜県内において、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を設定していただいておりますが、特定盛土等規制区域及び宅地造成等工事規制区域については、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を考慮して、区域を設定していただいているのでしょうか？ <u>特定盛土等規制区域及び宅地造成等工事規制区域と土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が重複するような区域については、上記⑯と同様に地形、地質、地域、水等より、区域を細分化(重要度)を持たせることが良いのではないかと考えます。</u></p> <p>⑱ 特定盛土等規制区域(以下、特定区域とよぶ)については、市街地等から離隔がある範囲を一律で区域指定していますが、盛土規制法改正の契機となった熱海災害はまさに溪流部で発生しました。溪流等の盛土では地表水や地下水が集中しやすく、施工した盛土が万一崩壊した場合に土石流化する恐れもあります。岐阜県でも以降に添付した「溪流範囲」を選定していると思いますが、<u>規制区域範囲の観点からも、特定区域を溪流部とそれ以外に区分しても良いと思</u>いました。その上で、<u>例えば特定区域の溪流部以外については許可対象規模を本案よりも引き下げる、もしくは逆に特定区域の溪流部は許可対象規模等を宅地造成等工事規制区域と同等程度に格上げするなどの措置(条例や規則等)も考えられます。</u></p>	<p>⑯ 特定盛土等規制区域であっても宅地造成等工事規制区域と同様に、既存盛土等を含めて是正措置等の命令の対象となります。 また、規制区域を運用する中で課題等が確認された場合は、見直しの際に対応していく予定です。</p> <p>⑰ 国の実施要領に基づき、土砂災害(特別)警戒区域は特定盛土等規制区域として設定します。 また、規制区域を運用する中で課題等が確認された場合は、見直しの際に対応していく予定です。</p> <p>⑱ 盛土規制法では、許可対象規模の緩和を行うことはできません。 また、特定盛土等規制区域であっても宅地造成等工事規制区域と同様に、既存盛土等を含めて是正措置等の命令の対象となります。 さらに、盛土規制法では、許可の際に溪流部の盛土等に対する安全確認を強化することとなっております。 なお、規制区域を運用する中で課題等が確認された場合は、見直しの際に対応していく予定です。</p>
8	<p>⑲ 岐阜県全域を特定盛土規制区域と宅地造成等工事規制区域で包括しています。特定盛土等規制区域は、パンフレットにあるとおり、「市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定」となっています。安易に、<u>山間部＝特定盛土規制区域とするのではなく、危害を及ぼしうる地域を精査しては如何でしょうか？</u></p>	<p>⑲ 国の実施要領に基づき、特定盛土等規制区域を設定しております。 また、盛土等に伴う災害はどこでも起こり得るという考えのもと、隙間のない規制を目指していることから、県内全域を規制区域の対象とする予定です。 なお、規制区域を運用する中で課題等が確認された場合は、見直しの際に対応していく予定です。</p>
9	<p>美濃加茂市蜂屋町上蜂屋中部台境付近の3000㎡程の民地に標識等も無く土砂が高く盛土されており近隣住民から誰が何をやっているのかとの不安であるとの事、聞くところによると、不動産業者が土砂を搬入した模様。 また関市平賀町内の土地区画整理計画地内に於いて、どこからともなく土砂が持ち込まれ高く積み上げられている。それもどうやら不動産業者が行っている模様。⑳ <u>仮置きという、法の目を掻い潜る手法、特に不動産業者を規制しないと災害は減らないのではないのでしょうか。</u> また、㉑ <u>開発申請、特定事業許可、一定の規模以上の土地の形質の変更等重なる部分についてはどの様になるのでしょうか。</u></p>	<p>㉑ 工事期間後も継続して行う「一時的な土石の堆積」については許可等の対象となります。また、各事業者が所属する関係団体を個別に訪問して盛土規制法の概要や規制区域案を説明するなど、周知活動に努めてまいります。</p> <p>㉒ 盛土規制法の区域指定後に都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされるため、盛土規制法に基づく許可等の対象外となります。 一方で、森林法や砂防法など他法令に基づく手続きに加えて、盛土規制法に基づく許可等を必要とする場合もあります。</p>